

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03215

研究課題名（和文）民法秩序における信託法理の拡張可能性について

研究課題名（英文）The Expansion of the Trust Doctrine in Japanese Civil Law System

研究代表者

植本 幸子（Sachiko, Uemoto）

鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授

研究者番号：20423725

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：日本の民法典において一般原理として明記されていない信託法の原理について、条文化を目指した正当化の検討と立法提案を行う研究である。信託法原理による主要な効果として請求者が優先的に取戻し可能となり、財産の隠匿をより実効性の無いものにしたたり、利得の吐き出しにより侵害行為が抑制される社会を目指すことができる。それを阻害する概念を強調する既存の法体系の一部に変更・修正を提言する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、先行する関連議論を踏まえた総括であること、執行による実現までをふまえた考察であること、抽象的理論や批判に止まらず社会的制度への具体化としての意義がある。また、社会的意義としては、民事法による救済をより実効性のあるルールとすること、法を知る者が救済されない者のいることを知りつつ侵害行為や隠匿行為を敢えて行うモラルハザードの抑制を実際的に進めうる制度の1つとなる意義を有する。

研究成果の概要（英文）：Because Japanese Civil Code doesn't have any text of the trust principle, this study justified the rule of the trust principle and analyzed which rules should be legislated in our civil code. So, we can aim to protect some creditors by giving more effective remedies of priority and to deter some potential debtors from doing illegal conduct. Our existing code including conventional ideas should be changed or be altered.

研究分野：民事法学

キーワード：擬制信託 信託法理 優先的取戻し 優先的回収 不当利得 代償物 代位物 追及

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 背景

「信託」法理は、伝統的に、日本法の法秩序とは異質であると評価され、「水の上に浮かぶ油」と表現されてきた。それに対して、「信託とは決して特殊な制度ではなく」、日本の「私法体系に矛盾無く位置づけられる」こと、したがってその「位置づけを理解することにより」日本の「民法・商法の解釈論にも新たな地平が拓かれる」といった見地から行われた研究が、道垣内弘人『信託法理と私法体系』(1996)【A研究】である。そこでは、合意で設定された「明示信託」以外の場合にも、「信認関係」を要件として肯定される「擬制信託」を中心として、イギリス法における信託法理の展開につき、個々の様々な具体的場面における機能(以下、「各論」)を広範囲に網羅した壮大な考察が行われていた。

研究代表者も、その影響を受け、「擬制信託」の特色のうち、当時の段階でも既に多くの論稿のあった「利得の吐き出し」の機能についてではなく、「優先的取戻し」の機能に着目し、さらに、「信認関係」が要件となるイギリス法ではなく、「信認関係」が要件とはされないアメリカ法を中心として擬制信託の研究を続けていた。うち、擬制信託の「優先的取戻し」が最も有効に機能する倒産事例における分析を「アメリカ原状回復法における優先的取戻し 連邦倒産事例における擬制信託(1)(2・完)」北大法学論集 56 巻 1 号 277 頁、同 2 号 875 頁(2005 年)において行った。次に、擬制信託における優先的取戻しが問題となる場合の訴訟係属登録との関係についての分析を、若手研究(B)、2008~2010 年度「信託法理における優先的取戻し」(研究代表者、研究課題番号:20730072)において行った。その成果は、「擬制信託の制限に関連する小報告~訴訟係属登録 その 1~5」, 鹿児島大学法学論集 43 巻 2 号 39 頁、44 巻 1 号 17 頁(2009)、44 巻 2 号 39 頁(2010)、45 巻 1 号 93 頁、45 巻 2 号 129 頁(2011 年)として公表している。さらに、若手研究(B)、2011~2015 年度「擬制信託における優先的取戻しの制限法理」(研究代表者、研究課題番号:23730102)では、不動産法制度における擬制信託の法理についての分析を行った。これらは、いずれも「各論」的な考察といえる。

他方で、合意で設定した「明示信託」と「擬制信託」の両方を含んだ「信託法理」による「優先的取戻し」については、各論的な考察において、上記の【A研究】と、さらに、松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」『林良平先生献呈論文集 現代における物権法と債権法の交錯』(1998)に端を発し、ドイツ法研究者やフランス法研究者の手による展開も見られていた。申請時までには、信託法理につき、各個別の法律問題についてのトピックといえる「各論」的検討が、様々な場面で行われていると言って良い状況であった。(例として、水津太郎「代位物に対する優先権の付与」(私法 76 号 148 頁(2014))、伊室亜希子「判例評釈 旅行積立を主たる目的とする銀行預金が信託財産とされた事例[東京地裁平成 24.6.15 判決]」(明治学院大学法律科学研究所年報 30 号 243 頁(2014)等)。

また、「信認関係」の分析については、植田淳『英米法における信認関係の法理』(1997)、赤羽智成「エクイティ(1)~(3): 信認関係(fiduciary relationship)に関する諸準則の構成」(法学研究 70 巻 4 号 89 頁、同 5 号 77 頁、同 6 号 81 頁(1997)等の広範な研究群があった。さらに、最新のものとしては、「明示信託」に焦点をあてたものではあるが、忠実義務についての最新の分析である姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』(2014)も、信託法理の全体像に関連する重要な論稿の 1 つとして公表されていた。

(2) 動機

以上のような、各論の実績が蓄積しつつある背景において、本研究においては上記【A研究】等を再検討した上で、研究代表者自身の研究成果と最新の「各論」的研究を、アメリカ法における「信託法理」を中心とした視点から相互に照らし合わせ総合的に検討する必要性が感じられた。それらのことにより、日本の「民法秩序」における「信託法理」につき再検討し、新たな法原理として検証することを本研究の目的とした。最終的には、そのことにより日本の「民法秩序」における新たな法解釈や法システムを提言することを目標とすべきと考えた。

2. 研究の目的

日本における信託制度は、合意によって設定される明示信託が念頭に置かれ導入されている。しかし、信託法理の根幹は、合意のないところでも課されうる「責任」にこそある。一部の者が利益を追求するために制度の都合のいい部分のみを導入するということとはあってはならない。そこで、本研究では、日本の民法典の体系に沿った、所有権を主とする物権を根拠とする責任、合意に基づく責任と過失に基づく責任に加えて、信託法理による説明原理を一般化することを目指す。そこでは、合意によって設定される「明示信託」にも留意しつつ、法により信託的な責任の課される「擬制信託」を中心として「信託法理」全体を捉え、従来の義務の説明根拠や体系の枠によっては説明しきれなかった事案における、公平性や妥当性を再検討する糸口を提供し、より良い民事法秩序を模索し打ち立てることが目的となる。それらのことにより、解釈・立法上の新たな解決方法を提案することが最終的な目標である。

本研究では、研究代表者の従前の研究より得た成果とアメリカ法の資料から、上記先行研究を再検討し、アメリカ法の原理からの分析を試みて、信託法理の概観を明らかにすることを目的とした。その上で、得られた信託法理のあり方を、「各論」的トピックに再び当てはめることによる検証を行い、解釈のために必要な概念としての信託法理によるルールを明らかにすることが

目的となった。

以上の作業を通して、信託法理により日本の民法秩序について公平性や妥当性に適った結論を導く法的解決が可能かどうかについて再検討を行い、その上で、解釈・立法上適切と思われる解決方法を明らかにしようとしたのが、本研究の当初の研究目的である。

3. 研究の方法

本研究では、研究代表者の従前の研究より得た成果と既に入手済みの各資料から、上記先行研究を再検討し、アメリカ法の原理からの分析を試みて、信託法理の概観を明らかにすること、その上で、得られた信託法理のあり方を、最新の日本における各論的なトピックに再び当てはめることによる検証を行い、解釈のために必要な概念としての信託法理におけるルールを明らかにすることとする計画を立てた。

具体的な流れとしては、1年目に、関連する制度についての用語の定義を検証し確定し、2年目についてはその定義を主に既存の日本語文献に照らし合わせた分析を行い、3年目には新たな資料の分析と中間報告、4年目に最新の英語文献の検証、5年目を最終年度として資料の最終点検と最終報告による検証作業を行うこと、上記に並行した資料・情報収集を随時行うとする計画であった。

・平成 27(2015)年度

本研究に関連する制度の検討として、各論的検討において研究代表者の従来の研究において取り扱ってこなかった利得の吐き出し機能に関連した準事務管理の制度の検討を行った。平成 28 年度に計画されていた日本語文献における検討を先取りした形であるが、信託法秩序の根幹にかかる重要な制度であるため、先に検討を行い、まとめを行った。

・平成 28(2016)年度

信託法理により保護する利益に対立する利益の要保護性についての検討を行った。具体的には、従前想定していた担保権者と一般債権者をさらに細分化し、特に慎重な検討が必要と思われる労働債権と人身損害を理由とする不法行為債権についての検討を行い、3年目に予定されていた中間報告を本年度末に行った。また、導入の意義の正当化理論、具体的事案の検討についての情報収集と整理を行った。

・平成 29(2017)年度

前年度に行った考察を元に、正当化理論と対立する理念についての検討のための情報収集と資料収集を進め、前年度の中間報告を経て得られた知見のフィードバックと発展のための分析と考察を行った。

・平成 30(2018)年度

要保護性の高い利益保護の具体例とともに、財産移転に関する利害対立を中心に、幅広く情報収集と資料収集を行った。

・平成 31(2019)年度

信託法理の日本法における位置づけを再検証するために、日本における最新の不当利得法の情報収集を行い、関連分野の研究者との議論のうえでの整理を行った。

4. 研究成果

・平成 27 年度の成果

民法秩序における全体の骨格について必要な事柄についての具体的な考察を行い、利得の吐き出し機能に関連して準事務管理の議論についてまとめを行い、立法政策として、不当利得の一般規定の1つとして代償物理論の明記の必要性和、制裁理論との明確化の提言を行った（「不当な利得の防止 準事務管理の再検討」、鹿児島大学法学論集 50 巻 1 号 19-39 頁 (2015)）。

・平成 28 年度の成果

優先的取戻しの正当化に関連して、従前想定していた担保権者と一般債権者の区分をさらに細分化し、特に慎重な検討が必要と思われる労働債権と人身損害を理由とする不法行為債権についての検討を行い、うち、不法行為債権、労働債権、消費寄託事案の類型を中心に中間報告を行った（[学会発表] 「アメリカ法における擬制信託事例からの一考察」(末川民事法研究会 2017.3)）。

・平成 29 年度の成果

信託法理による保護に対立あるいは併存しうる理念として、動的安定性に着目した経済的利益と予測可能な法的安定性などがある。各理念を踏まえた上での政策決定として有るべき法秩序の評価についてのバランスを取った制度設計は、境界事例においては多くの意見や価値判断の対立があるため、着地点を模索するのは困難であることが事案分析より認められた。そこから価値判断がより分かれうる事案以外において、保護されるべきとの評価が高くなされている利

益が守られえない処理方法を検討し、信託法理による保護が機能すべき場面であることを仮定した解決提案をまず打ち出すことが考えられることとなった。従前重点を置いてきた財産隠匿の観点に加え、以上のような事案類型について要保護性の強い利益保護という観点からの正当化の可能性が顕れた。

・平成 30 年度の成果

前年度に引き続き、要保護性の高い利益に関する信託法理による保護、および、それに対立あるいは併存しうる理念としての動的安定性の背景にある経済的利益と予測可能な法的安定性に着目した分析を行った。中でも関連した事項のうち、特に動的安定性に関わる概念についての整理、検討を行った。

・平成 31 年度の成果

前年度までの検討に続き、政策決定として有るべき法秩序の評価についてのバランスを取った制度設計を模索するべく、境界事例における意見や価値判断の対立について具体的事案を対象に考察を行い、総括として、信託法理の日本法における位置づけを再検証するために、日本における最新の不当利得法の整理を行った。また、前年度までの検討項目に加え、返還義務者や利害対立当事者における義務の正当化という観点からの分析を行い、今後、立法提言を公表する予定である。インパクトとしては、研究年度に行った情報収集の際に複数年度に亘って得られた知見に照らし、従来の貨幣本位制のみならず、それを外れる電子化システムにも共通、応用しうる一般理論を、関連立法動向も念頭に置いた公表を考えており、新しい時代に対応した理論となることをその位置づけとして目指す。

なお、課題として、義務者側の義務の拘束や自由、不利益の回避可能性に着目した妥当性からの検討が残されているため、今後の検討課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 植本幸子	4. 巻 50-1
2. 論文標題 不当な利得の防止 準事務管理の再検討	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 鹿児島大学法学論集	6. 最初と最後の頁 19-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 植本幸子
2. 発表標題 アメリカ法における擬制信託事例からの一考察
3. 学会等名 末川民事法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----